

# 面会制限一部緩和のお知らせ

次の方を除き、新型コロナウイルス感染対策に伴う面会制限を緩和いたします。

## 面会制限の対象となる方

- ①入院患者様のご家族（施設職員）以外の方
- ②県外在住のご家族
- ③年齢が18歳以下の方
- ④発熱（体温37.5度以上）、呼吸器症状、倦怠感があるなど体調が悪い方

面会の際は、下記にご協力ください。

- ・マスクの着用
- ・アルコールゲルでの手指消毒
- ・人数は少人数（3人まで）
- ・時間は短時間（20分程度）

引き続き、感染防止にご理解とご協力をお願いいたします。

長崎県精神医療センター院長